

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表

(令和6年4月1日現在)

鳥栖市契約事務規則第23条の2の規定により、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の発注見通しを公表します

※地方自治法施行令第167条の2第1項・・・地方公共団体が随意契約できる場合が定めてあり、第3号では、シルバー人材センターや障害者支援施設などの福祉関係施設等との随意契約について定めてあります

※鳥栖市契約事務規則第23条の2・・・上記により随意契約を行う場合は、あらかじめ発注見通しを公表するよう定めています

発注予定業務一覧表

番号	担当課	業務名	期間	業務内容	契約時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準
1	総務課	鳥栖市文書配布業務	1年	市内82カ所へ、市報、県民だよりや本市からの文書の配布	第1四半期	障害者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
2	高齢障害福祉課	中央老人福祉センター等清掃等業務	1年	入浴事業(2施設)の準備及び施設清掃	第1四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
3	高齢障害福祉課	高齢者福祉施設(交流広場)清掃及び除草業務	1年	高齢者福祉施設の交流広場(トイレ含む)及び施設外回りの清掃や除草等の業務	第1四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
4	スポーツ振興課	市民体育センター管理運営業務	1年	市民体育センターの管理運営	第1四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
5	スポーツ振興課	市民運動広場草刈業務	1年	市内運動広場の草刈業務	第1四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
6	環境対策課	鳥栖市斎場庭園草刈・草取り業務	7か月	鳥栖市斎場庭園の草刈及び草取り作業	第1四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
7	建設課	街路等草刈業務	1年	草刈業務	第1四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約

8	維持管理課	鳥栖駅前・麓駅前・弥生が丘駅前駐輪場の整理及び指導業務	1年	駐輪場整理及び指導	第1四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
9	維持管理課	草刈業務(単価契約)	1年	市道及び法定外公共物の草刈	第1四半期	障害者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
10	維持管理課	秋光川ジョギングロード休憩施設管理業務	1年	秋光川ジョギングロードにおける休憩施設清掃、樹木伐採、草刈等	第1四半期	障害者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
11	都市計画課	市民公園駐車場ほか開閉業務	1年	市民公園及び東公園駐車場の施錠開錠を行うもの	第1四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
12	都市計画課	布津原公園ほか13公園及び緑地等管理業務	1年	布津原公園ほか13公園及び緑地の草刈り等を行うもの	第1四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
13	都市計画課	東公園ほか13公園管理業務	1年	東公園ほか13公園の園内清掃及びトイレ清掃を行うもの	第1四半期	障害者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
14	都市計画課	市民公園ほか草花管理業務	1年	市民公園や街路等に草花を植え、管理を行うもの	第1四半期	障害者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
15	国道・交通対策課	駅トイレ清掃業務	1年	JR田代駅、JR肥前旭駅及びJR肥前麓駅のトイレ清掃	第1四半期	障害者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
16	教育総務課	学校管理業務 (基里中学校、鳥栖西中学校)	1年	鳥栖西中学校の土日祝日及び年末年始の学校管理業務	第1四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約